

神戸 里山・農村版「空き家おこし協力隊」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、活用されないまま眠っている空き家について、活用を働きかけ、空き家所有者の抱える様々な課題の解決のために専門機関につなぐ等、相談相手として空き家所有者に寄り添いながら、トータルにサポートすることで空き家の活用を促すことを目的に、神戸 里山・農村版「空き家おこし協力隊」を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項で規定する空き家等で、概ね1年以上居住者がいないものをいう。ただし、「空き家おこし協力隊」が調査・相談業務を行う以前より宅地建物取引業者に売買・賃貸借・使用貸借契約の仲介を依頼しているものを除く。

2 神戸 里山・農村版「空き家おこし協力隊」（以下、「協力隊」という）とは、前項に規定する「空き家」を活用するにあたり、第4条により委嘱を受け、第3条に規定する役割を果たす「地域団体」とする。

3 「地域団体」とは、次に挙げるものとする。

- (1) 町単位で活動する自治会、里づくり協議会をいう。
- (2) 集落単位で活動する自治会、里づくり協議会をいう。

(協力隊の役割)

第3条 協力隊の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 各区、各町で活動する農村定住促進コーディネーターと連携し、空き家所有者の相談に対応すること。
- (2) 空き家および空き家所有者等の情報収集、意向把握を行うこと。
- (3) 空き家所有者が活用を希望する場合に、活用可能な状態にするための空き家所有者が抱える課題の解決をサポートすること。
- (4) 必要な事項について、一般財団法人神戸農政公社理事長（以下、「理事長」という）から情報提供依頼があれば協力すること。

(協力隊の委嘱)

第4条 理事長は、制度の目的に賛同する地域団体を協力隊として委嘱することができる。

2 ただし、同一町内において、第2条第3項に規定する第1号の団体と第2号の団

体を重複して委嘱しない。

（協力隊の任期）

第5条 協力隊の任期は、委嘱を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する委嘱の期間は年度単位で3年まで延長することができる。

3 前項に規定する延長期間に達する協力隊が、第3条に規定する役割を、期間終了後も担うことを希望する場合は、年度単位でその都度延長することができる。

（報告書の提出）

第6条 協力隊は、四半期（6月、9月、12月、3月）ごと、翌月7日まで（3月については3月末日まで）に、活動報告書を提出しなければならない。

2 第5条第3項に規定する協力隊は、第1項に規定する活動報告書の提出はおこなわない。

3 第5条第3項に規定する任期を延長した協力隊の活動により、令和4年度から令和6年度末までに空き家バンク登録済の物件について、売買・賃貸借・使用貸借契約が締結されたときは、すみやかに成果報告書を提出しなければならない。

（報償費）

第7条 協力隊に次に掲げる報償費を支給する。

（1）活動報告費

① 第2条第3項第1号の町単位で活動する地域団体 10,000円/月

② 第2条第3項第2号の集落単位で活動する地域団体 2,000円/月

※第5条第3項に規定する協力隊は、第1項第1号に規定する活動報告費の支払いはおこなわない。

（2）成果報償費 30,000円/件

※令和7年4月1日以降の協力隊の活動により、神戸里山空き家バンクに登録した場合に限る。

※※「神戸市農村定住促進コーディネーター」と連携して神戸里山空き家バンクに登録した場合も対象とする。

※※※協力隊の活動により令和7年3月31日以前に、空き家バンク登録された物件が売買・賃貸借・使用貸借契約が締結した場合は、令和7年度内に限り、協力隊からの成果報告書の提出をもって、成果報償費10万円/件の支払いをおこなう。

2 第1項第1号の活動報告費は、協力隊より活動報告書が提出された後、請求書の提出時から30日以内の日までに支払うものとする。

3 活動報告費の請求書は9月および3月の活動報告書提出時にその前数か月分をまとめて提出するものとする。

4 第1項第2号の成果報償費は、協力隊のサポートにより、空き家所有者が抱える課題が解決される等、活用されないまま眠っていた空き家が神戸里山空き家バンクに登録された場合または、前条第3項の成果報告書の提出を受けた場合に支払うものとする。ただし、成果報告書の受付は3月末日までとする。

5 第1項第2号の成果報償費は、前項に規定する神戸里山空き家バンク登録または成果報告書が提出された後、請求書の提出時から、30日以内の日までに支払うものとする。

（秘密保持義務）

第8条 協力隊は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（隊員証の携行等）

第9条 理事長は、第4条の規定により協力隊を委嘱したときは、様式第1号に定める神戸 里山・農村版空き家おこし協力隊員証（以下「隊員証」という）を、地域団体から推薦のあった個人に交付するものとする。

2 協力隊は、活動するときは常に隊員証を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 協力隊は、隊員証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

4 協力隊は、隊員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

5 協力隊は、その職を退いたときは、直ちに隊員証を理事長に返還しなければならない。

（協力隊の解嘱）

第10条 理事長は、協力隊が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

（1）協力隊から辞退の申出があったとき。

（2）法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（3）傷病、事故等により協力隊の活動を継続できなくなったとき。

（4）協力隊にふさわしくない非行があったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、理事長が協力隊として適当でないと認めたとき。

(営利活動の禁止)

第11条 協力隊は、業務の遂行に関して、営利を目的とした行為、政治的又は宗教的目的の行為若しくはこの業務の趣旨に反する行為を行ってはならない。

(協力隊の責任)

第12条 協力隊は、その活動に際し、故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、自らの責任においてこれの解決に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

（表）

神戸 里山・農村版空き家おこし協力隊員証

下記の者は、神戸里山・農村版「空き家おこし協力隊」設置要綱に規定する、神戸里山・農村版「空き家おこし協力隊」であることを証明する。

団体名

氏名

委嘱期間 年 月 日から 年 月 日まで

一財）神戸農政公社 理事長 印

（裏）

注意事項

- 1 この証明書は、職務を遂行するときは常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに理事長に届け出なければならない。
- 4 神戸市空き家おこし協力隊の隊員を退いたときは、直ちにこの証明書を理事長に返還しなければならない。